

平成24年6月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を停止し、障害厚生年金の額を改定した処分の取消しを求めるとのことである。

第2 再審査請求に至る経緯

請求人は、慢性腎不全(以下「当該傷病」という。)による障害の状態が、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める2級の程度に該当するとして、障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を受けていたが、厚生労働大臣は、請求人から提出された障害状態確認届の診断書(a病院・A医師作成の平成○年○月○日付診断書)(以下「現状診断書」という。)により診査した結果、当該傷病による障害の状態が障害等級3級に変わったとして、平成○年○月○日付で、請求人に対し、同年○月から障害基礎年金の支給を停止し、障害厚生年金の額を改定する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

そのため、請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をしたものであるが、その不服の理由の要旨は、保険者は、かつては腎移植後3年間は支給停止せずに、予後観察として従前の障害給付の支給を継続する取扱いをしていたものであり、平成23年2月1日から施行された「人工透析施行者が移植した場合の障害等級の変更及び有期認定の新ルール」によっても、移植後2年以上経過していないときは従前等級で支給することとされているのであるから、その趣旨に沿った処分をすべきであるというものである。

第3 当審査会の判断

1 国民年金法(以下「国年法」という。)

第36条第2項は、障害基礎年金は、障害の状態が国年令別表に定める程度に該当しなくなったときは、その該当しない間、支給を停止することと定めており、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第52条第1項は、厚生労働大臣は、障害厚生年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、障害厚生年金の額を改定することができると規定している。

2 したがって、本件では、現状診断書提出当時の請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、障害等級2級に該当しないと認められるかどうか問題となるが、当該傷病により2級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に、「身体の機能障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が掲げられている。

また、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

認定基準によれば、腎臓移植を受けたものに係る障害の認定は、その他の疾患による障害の認定要領により認定するとされているところ、その認定要領から請求人の当該傷病による障害の程度を認定するために必要な部分を摘記すると、次のとおりである。

① 臓器移植を受けたものに係る障害認定

定に当たっては、術後の症状、治療経過及び検査成績等を十分に考慮して総合的に認定する。

- ② 障害等級に該当するものが、臓器移植を受けた場合は、臓器が生着し、安定的に機能するまでの間、少なくとも1年間は従前の等級とする。なお、障害等級が3級の場合は、2年間の経過観察を行う。
- ③ 障害の程度は、一般状態が一般状態区分表（これは現状診断書における一般状態区分表の「イ」でないしオと同じ内容のものである。）の「エ」又は「ウ」に該当するものは2級に、同表の「ウ」又は「イ」に該当するものは3級におおむね相当するので、認定に当たっては、参考とする。

3. そこで、本件障害の状態について検討するに、現状診断書によれば、最近一年間の治療の内容、経過等として、「IgA腎症にてH○より人工透析導入、平成○.○.○b病院にて生体腎移植をうけ、平成○.○.○より当科転科、現在外来にて免疫抑制療法中」、診療回数は月平均1回で、身長○○○cm、体重○○kg、脈拍○○回/分、血圧（最大○○○mmHg、最小○○mmHg）、降圧剤服用（有）、臨床所見は、自覚症状、他覚所見ともに無く、検査成績は下記のとおりとされている。

検査成績

検査項目	検査日	H○	○.○	○.○
血液尿素窒素（BUN） mg/dℓ		○.○.○	○○.○	○○.○
血清クレアチニン濃度 mg/dℓ		○.○	○.○○	○.○○
内因性クレアチニン・ クリアランスml/分		記載なし	記載なし	記載なし
尿 蛋 白		(-)	(-)	(-)

腎生検については、検査年月日は平成○年○月○日、所見は subcapsular cellular infiltration（注：被膜下細胞浸潤）、人工透析療法については、平成○年○月○日開始（週3回、1回5時間）、H○.○.○腎移植後離脱、長期透析に

よる合併症（無）とされ、一般状態区分表の「イ」軽度の症状があり、肉體労働は制限を受けるが歩行、軽労働や座業はできるもの（例えば、軽い家事、事務など）に該当し、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「軽作業可、但し現在免疫抑制剤による治療中」、予後は、「長期的には慢性拒絶反応の可能性あり」とされている。

また、本件に係る審査請求時に請求人が提出した a 病院・B 医師作成の平成○年○月○日現症に係る平成○年○月○日付診断書の内容も現状診断書とほぼ同様であるが、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「日常生活自力にて可。軽作業可」、予後は、「長期的には慢性拒絶反応にて腎機能低下の可能性あり。軽度蛋白尿あり。IgA 腎症の再発の可能性あり。」とされている。

以上のような障害の状態は、平成○年○月○日に生体腎移植を行ってから約○年○月を経過しているところ、現症時の一般状態区分は「イ」とされ、臨床所見においては、自覚症状、他覚所見ともに何もなく、検査成績も血液尿素窒素が基準値を多少上回っているが、免疫抑制剤による治療継続中であって、腎機能に関して特段問題があるとまではいえず、一般状態区分表の「イ」に該当し、肉體労働は制限を受けるが、軽作業は可能とされていることからすれば、前述の認定基準に定められている2級に相当すると認められる例示には該当せず、障害等級2級の程度には及ばないものと認められる。

請求人は、第2に記載のとおり主張し、本件記録によれば、保険者は、腎移植後の予後観察期間について、従前、障害基礎年金と障害厚生年金とで取扱いが異なっていたのを、予後観察期間として2年間は従前等級のままとする統一的な取扱いに改めたことが窺われる。このような取扱いの変更に照らして、請求人が原処分を不服とする心情は理解できるものの、原処分そのものは上記の認定基準に合ったものと認められるのであり、ま

た、本件記録からは、請求人についてなお長期の予後観察期間を要するといえるような事情は認められないことなどを勘案すると、原処分を不当と判断することはできない。

- 4 以上によれば、原処分は相当というべきであって取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので棄却することとし、主文のとおり裁決する。